

浜松市規則第 3 4 号

浜松市医療法施行細則の一部を改正する規則

浜松市医療法施行細則（平成 9 年浜松市規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(診療所の開設の届出)</p> <p>第 8 条 法第 8 条の規定による診療所開設の届出は、省令第 4 条各号に掲げる事項のほか、市長が必要があると認める事項を記載した届出書により行わなければならない。</p>	<p>(診療所の開設の届出)</p> <p>第 8 条 法第 8 条第 1 項の規定による診療所開設の届出は、省令第 4 条各号に掲げる事項のほか、市長が必要があると認める事項を記載した届出書により行わなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(助産所の開設の届出)</p> <p>第 9 条 法第 8 条の規定による助産所開設の届出は、省令第 5 条各号に掲げる事項のほか、市長が必要があると認める事項を記載した届出書により行わなければならない。</p>	<p>(助産所の開設の届出)</p> <p>第 9 条 法第 8 条第 1 項の規定による助産所開設の届出は、省令第 5 条各号に掲げる事項のほか、市長が必要があると認める事項を記載した届出書により行わなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(病院等の開設後の届出)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>(病院等の開設届出事項の変更の届出)</p> <p>第 14 条 政令第 4 条第 3 項又は第 4 条の 2 第 2 項の規定による届出は、市長が必要があると認める事項を記載した届出書により行わなければならない。</p>	<p>(オンライン診療受診施設の設置の届出)</p> <p><u>第 9 条の 2 法第 8 条第 2 項の規定による届出は、省令第 5 条の 2 各号に掲げる事項のほか、市長が必要があると認める事項を記載した届出書により行わなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の届出書には、市長が必要があると認める書類を添えなければならない。</u></p> <p>(病院等の開設後の届出)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>(病院等の開設届出事項の変更の届出)</p> <p>第 14 条 政令第 4 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 4 条の 2 第 2 項の規定による届出は、市長が必要があると認める事項を記載した届出書により行わなければならない。</p>

2 (略)

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(あらし)

この規則は、医療法の一部改正に伴い、オンライン診療受診施設の設置の届出に係る規定を追加するほか、所要の整備を行うものです。